

別添



2015年7月13日

〈警告〉

ボジョレ・ヌーヴォー解禁日に向けてのご注意

本年も間もなくボジョレ・ヌーヴォーの解禁日を迎えます。

(2015年は11月19日(木)です)

ボジョレ・ヌーヴォーが、ワインでは比類なき大規模な市場に成長し定着したのは、日本とフランス両国の関係者の信義に基づき、これまで解禁日が守られてきたからにほかなりません。

そのために、例年、日本の輸入業者の方からは解禁日を遵守する旨の誓約書の提出をお願いし、フランスの輸出業者は販売・消費期限厳守のステッカーを表書きするなどして、販売・消費期限厳守に取り組んできております。

このような輸出業者の努力、また輸入業者をはじめ流通、小売店の努力の結果、販売・消費期限については、現在のところ守られていると認識しています。しかし、仮にごく一部の店舗等であっても、1967年制定の政令に反する解禁前の販売・消費という「フライング」をおかすようなことがあると、今までの努力はすべて水泡に帰し、自らの、そして業界全体のヌーヴォービジネスの破綻を招きかねません。

日本の消費者の皆様が快く今年のボジョレ・ヌーヴォーを世界中の消費者と同時に祝せるよう、また、業界のさらなる発展のため、解禁日の厳守に対しまして、輸入業者の皆様は勿論、小売店、飲食店の皆様にいたるまで今一度ご理解とご協力をお願いいたします。

ボジョレワイン委員会
Inter Beaujolais